

# さくらメイト 会員規約

## 1条 名称及び事務局

この会の名称は、「さくらメイト」と称します。事務局は、浦安市文化会館内に置き、名称を「さくらメイト事務局」（以下、「事務局」という。）とします。

## 2条 本会の制度・目的

さくらメイトとは、浦安市文化会館・浦安市民プラザの指定管理者である公益財団法人うらやす財団が企画運営を行う有料の会員制度です。

浦安市文化会館・浦安市民プラザが主催する公演等の事業を通じて、会員に文化芸術を身近に親しんでいただき、浦安市の文化芸術の振興を図ることを目的としています。

## 3条 会員

さくらメイトに入会された方を「さくらメイト会員」（以下、「会員」）と称します。

本会の制度・目的に賛同される方で、本規約を承認した上で、6条記載の入会手続きを行い、事務局が入会を認められた方が会員となります。

## 4条 有効期間

会員の有効期間は、入会日から翌年の入会日が属する月の末日までとなります。

## 5条 年会費

会員の年会費は、1,000円(税込)となります。

## 6条 入会手続き

入会は、浦安市文化会館・浦安市民プラザの窓口にて、所定の申込書に氏名、住所、電話番号等の必要事項を記入した上で提出いただき、年会費を現金で一括で支払うものとします。

## 7条 更新

更新は、有効期間満了月から受け付け、6条記載の入会手続きと同様の方法で行います。

有効期間が切れた場合、自動更新はございません。

## 8条 会員証

入会・更新時にさくらメイト会員証（以下、「会員証」という。）を発行します。

会員証を紛失された場合は、浦安市文化会館・浦安市民プラザの窓口にて所定の申込書に氏名、住所、電話番号等の必要事項を記入した上で提出いただき、再発行を行います。

## 9条 特典

### ① さくらメイト会報誌（以下、「会報誌」という。）と POCKET の送付

会報誌と浦安市文化会館・浦安市民プラザのイベント情報誌 POCKET をご登録の住所に送付します。

### ② チケットの先行購入

事務局が指定する浦安市文化会館・浦安市民プラザの公演チケットを一般販売に先駆けて購入いただけます。

### ③ チケット割引

事務局が指定する浦安市文化会館・浦安市民プラザの公演チケットを割引価格で購入いただけます。他の割引サービスとの併用はできません。

### ④ アーティストのサイン色紙、公演グッズのプレゼント

浦安市文化会館・浦安市民プラザが主催する公演に出演したアーティストのサイン色紙、公演グッズを抽選でプレゼントします。公演によってはご用意できない場合があります。

本条に定める特典は、会員本人のみが利用できるものとし、他人に譲渡・貸与することはできません。

特典を受ける場合は、窓口で会員証をご提示ください。会員特典については、送付した会報誌でご確認ください。

## 10条 届出事項の変更等

入会時にいただいた氏名・住所・電話番号等に変更が生じた場合は、速やかに浦安市文化会館または浦安市民プラザにお申し出ください。お申し出がない場合、会報誌の送付等の特典をお知らせすることができなくなりますのでご注意ください。

#### 1 1 条 退会等

さくらメイトを退会するときは浦安市文化会館または浦安市民プラザにお申し出のうえ会員証をご返却ください。  
なお、有効期間中の退会であっても年会費は一切返金しないものとします。

#### 1 2 条 アンケートのお願い

浦安市文化会館・浦安市民プラザでより良い事業を実施するため、会員にアンケートをお願いすることがあります。  
ご理解とご協力をお願いいたします。

#### 1 3 条 個人情報の取扱い

##### ①個人情報管理及び目的

入会の手続きの際にいただいた個人情報は、法令等に基づき厳重なる管理を行います。会員の個人情報は、個人情報データベースとして保有し、会員の管理及び特典の提供、アンケートの実施に使用します。

また特典や公演の品質向上を目的として、個人を特定できない形で個人情報を使用する場合がございます。

##### ②個人情報の第三者委託

会員の管理業務及び特典の履行のために、取得した個人情報を第三者に委託する場合があります。委託する場合は、適切な委託先の選定及び委託先の監督を行います。

##### ③保有個人情報の削除

会員有効期間満了から一定期間経過した会員については保有する個人情報を削除させていただく場合がございます。

#### 1 4 条 会員資格の取消

次のいずれかに該当した場合には会員の資格を取消する場合がありますのでご注意ください。

①虚偽の申告があったとき

②チケット代金等の支払いが滞ったとき

③事務局が定めた規約に違反があったとき

④その他、運営に支障があると認められたとき

本規定による取消がなされた場合は、有効期間中であっても年会費は一切返金しないものとします。

#### 1 5 条 解散について

指定管理者が変更された場合は、指定管理の期限の年度末をもって、さくらメイトを解散することを会員は予め承諾するものとします。この場合において、会員期間が途中であっても年会費は一切返金しないものとします。

#### 1 6 条 規約の変更

事務局がさくらメイト会員規約を変更した場合は、会員に通知することとし、変更後の権利を会員が行使した場合は、変更事項を承認したものとします。

附 則 令和 5 年 6 月 19 日に規約を改正する。

さくらメイト事務局（浦安市文化会館内）  
TEL：047-353-1121